

湧別町新庁舎建設等基本設計・実施設計 業務委託特記仕様書（案）

I 業務概要

1 業務名称

湧別町新庁舎建設等基本設計・実施設計業務委託

2 計画施設の概要

- (1) 施設名称 湧別町役場（新築工事）・中湧別小学校（改修工事）
- (2) 敷地の場所 湧別町中湧別南町914番地、915番地、924-1～3番地
中湧別小学校前道路及び中湧別西1条道路（廃道予定）
- (3) 施設用途 庁舎（令和6年国土交通省告示第8号別添二第四号第2類）
小学校改修（小学校改修範囲の用途については基本設計時に関係諸官庁と協議により決定）

3 設計と条件

- (1) 敷地の条件
 - a 敷地の面積 約44,000㎡の内約36,000㎡ ※配置計画により変更の場合がある。
 - b 用途地域 用途地域：指定なし
 - c 容積率 指定なし
 - d 建ぺい率 指定なし
 - e 周辺道路 東側：国道242号線 幅員27.27m
西側：学校南道路 幅員 4.00m
南側：学校南道路 幅員 8.50m
北側：10号線道路 幅員10.50m
- (2) 施設の条件
 - a 施設の延べ面積 庁舎 約3,500㎡
小学校改修 約3,900㎡
 - b 構造・規模 庁舎 未定 ※本業務により決定
小学校改修 RC造
 - c 付帯工事概要 ※本業務により決定
 - 1) 来客用駐車場 約50台
 - 2) 公用車用車庫 約40台
 - 3) 職員用駐車場 約140台
 - 4) 駐輪場など
 - d 設備概要 ※本業務により決定
 - e 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成25年3月29日付け国営計第126

号、国営整第198号、国営設第135号)による耐震安全性の目標は次のとおりとする

- 1) 構造体 I類
- 2) 建築非構造部材 A類
- 3) 建築設備 甲類

(3) 建設の条件

- a 予定工事費 庁舎新築 約30億円(税込)
小学校改修 約14億円(税込)

※基本計画策定時の想定(外構工事費、設計費、工事監理費、備品等
購入費、解体工事費、移転経費などは含まない。)

- b 建設予定工期 令和8年度～令和9年度 ※基本計画策定時の想定

(4) 設計と条件の基準等

- a 湧別町新庁舎建設等基本計画
- b 官公庁施設の建設等に関する法律
- c 官庁施設の基本的性能基準
- d 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- e 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- f 官庁施設の防犯に関する基準
- g 業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針
- h 防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン
- i 官庁施設の環境保全性基準
- j 電気通信事業法
- k 電波法
- l 消防法
- m その他指定するもの

4 その他留意事項

- ・着手後、業務の具体的な計画を記載した業務計画書を14日以内に担当員に提出すること。
- ・工法・材料・機器類の選定にあたっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等について十分な比較検討を行い採用すること。
- ・特定の新技术・新工法及び特許等については、十分な検討を行い優位性・合理性を有することを検証し、発注者と協議のうえ、採用すること。
- ・工事費の削減に努めた設計を行うこと。
- ・業務委託後、不明箇所が生じた場合は、必要に応じて補足説明等(資料提出)の措置をとること。
- ・新庁舎等の設計にあたっては、基本設計書(案)を作成し、湧別町議会へ進捗状況報告やパブリックコメントを実施し、町議会や町民の意向等を的確に反映させながら進める必要があり、これに伴う資料の作成と説明会対応を行う。
- ・別途発注する執務環境プラン策定支援業務の受注者と協力体制を構築し、業務が円滑に執行するよう必要な調整を行うこと。

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（令和6年3月26日付け国営整第213号）によるものとする。この場合、同共通仕様書における「調査職員」は「業務担当員」に、「検査職員」は「検査員」と読替えて適用する。

1 配置技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

2 業務の履行体制

受託者は、プロポーザル方式による手続きで提案した履行体制（配置予定技術者）により当該業務を履行することとし、原則として変更することはできない。

ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由による場合には、委託者の了解を得た上で、資格及び業務実績について同等以上の技術者に変更することとする。

3 設計業務の範囲

(1) 一般業務

a 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計
- ・ 建築（構造）基本設計
- ・ 電気設備基本設計
- ・ 機械設備基本設計
- ・ 外構基本設計（業務内容は別途外構設計業務委託特記仕様書による）
- ・ 工事費概算
- ・ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）の作成業務

b 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計
- ・ 建築（構造）実施設計
- ・ 電気設備実施設計
- ・ 機械設備実施設計
- ・ 外構実施設計（業務内容は別途外構設計業務委託特記仕様書による）
- ・ 解体工事実施設計（アスベスト含有調査含む）
湧別庁舎 RC造 2, 787.27 m²
第2庁舎 RC造 2, 668.21 m²
- ・ 積算
- ・ 建築積算業務
- ・ 電気設備積算業務
- ・ 機械設備積算業務

- ・ 外構工事積算業務
- ・ 解体工事積算業務

積算業務内容

- ・ 積算数量算出書の作成
- ・ 単価作成資料の作成（複合単価（代価表・別紙明細書を含む）等）
- ・ 見積徴収
- ・ 見積による単価策定書の作成
- ・ 工事費算定内訳書の作成
- ・ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）の作成業務

(2) 追加業務

- ・ 地質調査業務（業務内容は別途地質調査業務委託特記仕様書による）
- ・ 敷地測量調査業務（業務内容は別途敷地測量調査業務委託特記仕様書による）
- ・ 建築物によるテレビ受信障害調査
- ・ ZEB導入検討・認証関連業務（ZEB認証、BELS申請及びZEB補助金申請等に係る費用は本業務を含む）

① 認証

建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)による「ZEB Ready」以上の認証を取得すること。（Nearly ZEB取得の検討もすること。）また、評価書及び表示マークの取得をすること。

② 補助金申請等

ZEBに関する補助金申請業務を行うこと。また、財源確保における書類の作成や申請等を行うこと。

③ コミッショニング

設計業務における発注者の要求事項（性能）及び受注者による提案内容を実行するためのコミッショニング計画書を作成すること。主な計画内容は次とする。

ア 発注者へ要求事項等の確認を行い、要件書の作成をすること。

イ 基本設計時に簡易的な性能設計を実施し、エネルギー消費性能計算プログラム（以降、「性能計算プログラム」という。）による一次エネルギー消費量を算出すること。また、算出値は発注者の要件を満たす値であること。

ウ 実施設計の内容による一次エネルギー消費量を性能計算プログラムにより算出し、コミッショニング計画書の内容を満たしていることを確認すること。

エ 設計から施工、竣工後3年間までの機能や性能に関する品質管理や維持方法、各種試験確認方法などを立案し、計画書を策定すること。

④ 地中熱利用設備導入調査

地中熱利用設備導入にあたり、設計に必要なデータの収集等を行い、試験結果報告書を作成する。「官庁施設における地中熱利用システム導入ガイドライン(案)」平成25年10月 国土交通省 大臣官房官庁営繕部 設備・環境課によるほか、次のとおりとする。

ア 地中熱交換機の設置（φ133mm～179mm×深度102.5m）

配管呼び径25mmのダブルUチューブ方式とする。

イ 熱応答試験

温水循環及び温度回復方式とする。

ウ 解析

得られたデータを解析し、有効熱伝導率を決定し、単位長さ当たりの熱交換量を決定する。

- ・ 鳥瞰図作成 判の大きさ (A 3)、枚数 (1)、額の有無 (有) 及び材質 (アルミ枠)
- ・ 外観図作成 判の大きさ (A 3)、枚数 (2)、額の有無 (有) 及び材質 (アルミ枠)
- ・ 内観図作成 判の大きさ (A 3)、枚数 (2)、額の有無 (有) 及び材質 (アルミ枠)
- ・ 確認申請手続き業務 (建築基準法施行規則第 1 条の 3 に基づく添付書類含む) (申請手数料は本業務に含む)
- ・ 構造計算適合性判定業務 (申請手数料は本業務に含む)
- ・ 省エネ法適合性判定業務 (申請手数料は本業務に含む)
- ・ 開発行為許可申請及び申請書類・資料作成業務 (申請手数料は本業務に含む)
- ・ 北海道景観条例等に係る申請書等作成及び手続き業務
- ・ 建築物環境配慮計画書の作成業務
- ・ 概略工事工程表の作成業務
- ・ バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準チェックリストの作成業務
- ・ 北海道福祉のまちづくり条例に係る公共的施設新築等工事届出書の作成業務
- ・ 建築基準法上の許可、認定に係る申請書等作成及び手続き業務
- ・ 環境問題等に対応する業務 (LCC、LCCO₂ の計算、算出等)
- ・ リサイクル計画書の作成及び申請手続き業務
- ・ 補助事業応募申請に関する業務
- ・ 庁舎等検討委員会の資料作成業務
- ・ 町民及び各種団体等説明会用資料の作成及び立会等業務
- ・ 議会用説明資料及び図面作成業務
- ・ その他必要な業務

4 業務の実施

(1) 一般事項

- a 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- c 積算業務は、業務担当員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- d 北海道建設部建築局制定の「営繕業務電子納品運用ガイドライン」に基づき、業務書類を電子成果品として納品すること。
- e 業務の実施に当たり、次の資格を有する担当主任技術者をおく。

ア 建築（総合）設計（積算業務も含む）

- ・ 建築（総合）主任技術者をおくこととする。
- ・ 建築（総合）主任技術者は（一級建築士）であること
- ・ 建築（総合）主任技術者は5年以上の実務経験を有すること

イ 建築（構造）設計（積算業務も含む）

- ・ 建築（構造）主任技術者をおくこととする。
- ・ 建築（構造）主任技術者は（一級建築士）であること

ウ 電気設備設計（積算業務も含む）

- ・ 電気主任技術者をおくこととする
- ・ 電気主任技術者は電気設備設計の実務経験を有すること

エ 機械設備設計（積算業務も含む）

- ・ 機械主任技術者をおくこととする
- ・ 機械主任技術者は機械設備設計の実務経験を有すること

オ その他

- ・ 建築（構造）設計にあたっては構造設計一級建築士による設計への関与を必要とする。
- ・ 設備設計にあたっては設備設計一級建築士による設計への関与を必要とする。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録し、業務担当員に提出する。

- 業務着手時
- 定例打合せ（月2回程度とし、業務着手時での協議にて決定。WEB会議を併用することも認める。）
- 業務担当員または、管理技術者が必要と認めた時

(3) 適用基準等

本業務は、以下に掲げる技術基準等（最新版）を適用する。

a 設計

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 建築設備の耐震設計・施工法
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 排水設備設計・施工基準
- ・ 排水設備工事設計・施工基準

b 積算

- ・ 営繕工事積算要領（北海道建設部） ・ 貸与

- ・ 建築数量積算基準・同解説 () ・ 貸与
- ・ 建築設備数量積算基準・同解説 () ・ 貸与

(4) 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘 要
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中湧別小学校改築工事 竣工図 ・ 中湧別小学校校舎棟耐震診断委託業務 耐震診断報告書 ・ 中湧別小学校大規模改造等工事 竣工図 ・ 中湧別小学校プール 竣工図 ・ 中湧別小学校改築工事 地質調査報告書 ・ 湧別庁舎新築工事 竣工図 ・ 第2庁舎改修工事 竣工図 	

- 貸与場所 湧別町建設課で貸与
- 貸与時期 業務開始時もしくは業務期間内
- 返却場所 湧別町建設課
- 返却時期 業務終了時もしくは担当員の指示による

(5) 成果品の提出場所 湧別町総務課

(6) 建設副産物対策

受託者は、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討し設計に反映させること。

(7) 地域材の使用

受託者は、当該工事の設計に当たり、木材又は木材を原料とする資材を使用するとともに、地域材を優先的に使用するよう努めること。なお、木材又は木材を原料とする資材の使用に当たり、事前に業務担当員と協議すること。

(8) 環境配慮・省エネルギー性能

湧別町の地域特性や計画の諸条件等に即した様々な環境配慮や省エネルギー、新エネルギー技術について、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）等の導入の可否について、費用対効果やライフサイクルコスト等の比較検討を行うこと。

(9) シックハウス対策

「北海道公共建築物シックハウス対策マニュアル」に基づき、特に換気計画、使用する建築材料等及び化学物質の濃度測定について十分に検討し、設計に反映させること。

(10) その他

構造計算書の作成に当たっては、計算の仮定及び方針を明記し、構造方法等の認定に係る認定書の写しを添付して、事前に業務担当員と協議する。

5 確認申請書等の設計図書への記名

(1) 建築基準法に基づく計画通知書等が必要な場合

建築基準法に基づく確認申請書等は、建築、設備設計に係る管理技術者又は建築士法に定める管理建築士のいずれかの設計者名を記名する。

(2) 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士の関与

設計業務において、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士（以下「構造設計一級建築士等」という。）の関与については、次のように取り扱う。

- a 構造設計一級建築士等が自ら設計を行った場合
構造設計図書又は設備設計図書に構造一級建築士等である旨の表示、記名する。
- b 構造設計一級建築士等が法適合確認を行う場合
当該建築物が関係規定に適合することを確認した旨の記載をし、構造設計一級建築士等である旨の表示、記名する。

6 設計対象項目

(1) 基本設計

基本設計対象項目		縮尺	摘要
建築 (総合)	一般業務	・ 建築（総合）計画説明書	
		・ 基本設計図書	
		仕上表	適宜
		面積表及び求積図	適宜
		敷地案内図	適宜
		配置図	適宜
		平面図（各階）	適宜
		断面図	適宜
		立面図（各面）	適宜
		矩計図（主要部詳細）	適宜
		・ 工事費概算書	
		・ 各種技術資料 ※設計業務の範囲参照	
建築 (構造)	一般業務	・ 建築（構造）計画説明書	
		・ 工事費概算書	
		・ 各種技術資料 ※設計業務の範囲参照	
電気設備	一般業務	・ 電気設備計画説明書	
		・ 工事費概算書	
		・ 各種技術資料 ※設計業務の範囲参照	新エネルギー・省エネルギーの導入検討資料等
機械設備	一般業務	・ 機械設備計画説明書	
		・ 昇降機設備計画説明書	
		・ 工事費概算書	
		・ 各種技術資料 ※設計業務の範囲参照	新エネルギー・省エネルギーの導入検討資料等

外構	一般業務	・ 外構計画説明書		
		・ 工事費概算書		
		・ 各種技術資料 ※設計業務の範囲参照		
共通	追加業務	・ 地質調査業務		
		・ 敷地測量調査業務		
		・ Z E B 導入検討・認証関連業務		
		・ 電波障害調査業務		
		・ 概略工事工程表の作成業務		
		・ 庁舎等検討委員会の資料作成業務		
		・ 町民及び各種団体等説明会用資料の作成及び立会等業務		
		・ 議会用説明資料及び図面作成業務		

(2) 実施設計

実施設計対象項目		縮尺	摘要
建築（総合） ・ 建築（構造）	一般業務	・ 特記仕様書	適宜
		・ 概要書	適宜
		・ 敷地案内図	適宜
		・ 現況図	適宜
		・ 配置図	適宜
		・ 面積表及び求積図（建築基準法）	適宜
		・ 仕上表	適宜
		・ 平面図（各階）	適宜
		・ 断面図	適宜
		・ 立面図（各面）	適宜
		・ 矩計図（各所）	適宜
		・ 展開図	適宜
		・ 天井伏図	適宜
		・ 平面詳細図	適宜
		・ 断面詳細図	適宜
		・ 部分詳細図	適宜
		・ 建具表	適宜
		・ 日影図	適宜
・ 法規チェック図	適宜		

		・ 外構図	適宜	
		・ 仮設計画図	適宜	
		・ 構造関係共通事項		
		・ 構造設計図	適宜	
		(ア) 伏図	適宜	
		(イ) 軸組図	適宜	
		(ウ) 各部断面図	適宜	
		(エ) 標準詳細図	適宜	
		(オ) 各部詳細図	適宜	
		(カ) 各部配筋リスト	適宜	
		(キ) 壁平面配筋図	適宜	
		(ク) 壁配筋詳細図	適宜	
		・ 構造計算書（構造計算概要書含む）		
		・ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）		

実施設計対象項目		縮尺	摘要	
建築（総合） ・ 建築（構造）	追加業務	・ 積算数量算出書		
		・ 単価作成資料		
		・ 見積書（比較検討書含む）		
		・ 見積単価策定書		
		・ 工事費算定内訳書		
		・ 鳥瞰図作成		判の大きさ（A3） カット数（1） 額の有無（有） 額の材質（アルミ枠）
		・ 外観図作成		判の大きさ（A3） カット数（2） 額の有無（有） 額の材質（アルミ枠）
		・ 内観図作成		判の大きさ（A3） カット数（2） 額の有無（有） 額の材質（アルミ枠）
		・ 確認申請手続き業務		申請手数料は本業務に含む
		・ 構造計算適合性判定業務		申請手数料は本業務に含む

	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ法適合性判定業務 		申請手数料は本業務に含む
	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為許可申請及び申請書類資料作成業務 		申請手数料は本業務に含む
	<ul style="list-style-type: none"> 北海道景観条例等に係る申請書等作成及び手続き業務 		
	<ul style="list-style-type: none"> 建築物環境配慮計画書の作成業務 		
	<ul style="list-style-type: none"> 概略工事工程表の作成業務 		
	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準チェックリストの作成業務 		
	<ul style="list-style-type: none"> 北海道福祉のまちづくり条例に係る公共的施設新築等工事届出書の作成業務 		
	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎等検討委員会の資料作成業務 		
	<ul style="list-style-type: none"> 町民及び各種団体等説明会用資料の作成及び立会等業務 		
	<ul style="list-style-type: none"> 議会用説明資料及び図面作成業務 		

実施設計対象項目		縮尺	摘要
電気設備	一般業務	・ 特記仕様書	適宜
		・ 概要書	適宜
		・ 機器表	適宜
		・ 電灯設備図	適宜
		・ 動力設備図	適宜
		・ 電熱設備図	適宜
		・ 受変電設備図	適宜
		・ 発電設備図	適宜
		・ 避雷設備図	適宜
		・ 構内交換設備図	適宜
		・ 情報表示網設備図	適宜
		・ 映像・音響設備図	適宜
		・ 電気時計拡声設備図	適宜
		・ 呼出設備図	適宜
		・ テレビ共同受信設備図	適宜
		・ 火災報知設備図	適宜
		・ 中央監視制御設備図	適宜

		・ 防犯設備図	適宜	
		・ 構内配線経路図	適宜	
		・ 構内通信線路図	適宜	
		・ 構外通信線路図	適宜	
		・ 誘導支援設備図	適宜	
		・ 通信設備図	適宜	
		・ 各種計算書		
		・ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）		

		実施設計対象項目	縮尺	摘要
電気設備	追加業務	・ 積算数量算出書		
		・ 単価作成資料		
		・ 見積書（比較検討書含む）		
		・ 見積単価策定書		
		・ 工事費算定内訳書		
		・ 確認申請手続き業務		申請手数料は本業務に含む
		・ 省エネ法適合性判定業務		申請手数料は本業務に含む
		・ 建築物によるテレビ受信障害調査		
		・ 電力会社事前供給協議		
		・ 庁舎等検討委員会の資料作成業務		
		・ 町民及び各種団体等説明会用資料の作成及び立会等業務		
		・ 議会用説明資料及び図面作成業務		

		実施設計対象項目	縮尺	摘要
機械設備	一般業務	・ 特記仕様書	適宜	
		・ 概要書	適宜	
		・ 機器表	適宜	
		・ 空気調和設備図	適宜	
		・ 換気設備図	適宜	
		・ 排煙設備図	適宜	
		・ 衛生器具設備図	適宜	

		・ 給水・給湯設備図	適宜	
		・ 排水設備図	適宜	
		・ 消火設備図	適宜	
		・ 自動制御設備図	適宜	
		・ 屋外設備図	適宜	
		・ 昇降機設備図	適宜	
		・ 各種計算書		
		・ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）		

実施設計対象項目		縮尺	摘要	
機械設備	追加業務	・ 積算数量算出書		
		・ 単価作成資料		
		・ 見積書（比較検討書含む）		
		・ 見積単価策定書		
		・ 工事費算定内訳書		
		・ 確認申請手続き業務		申請手数料は本業務に含む
		・ 省エネ法適合性判定業務		申請手数料は本業務に含む
		・ 給水事前協議申請書		
		・ 庁舎等検討委員会の資料作成業務		
		・ 町民及び各種団体等説明会用資料の作成及び立会等業務		
		・ 議会用説明資料及び図面作成業務		

実施設計対象項目		縮尺	摘要
解体工事	一般業務	・ 特記仕様書	適宜
		・ 解体設計図	適宜
		・ アスベスト含有調査	
		・ 各種計算書	
		・ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）	

実施設計対象項目		縮尺	摘要
----------	--	----	----

解体工事	追加業務	・ 積算数量算出書		
		・ 単価作成資料		
		・ 見積書（比較検討書含む）		
		・ 見積単価策定書		
		・ 工事費算定内訳書		

7 成果品及び提出部数等

(1) 基本設計

成果品等	サイズ	提出部数・形式		摘要
		部数	形式	
1. 基本設計書	A3判	50部	ファイル	
a 建築（総合）				
・ 建築（総合）計画説明書				
・ 工事費概算書				
・ 配置計画				
・ 平面計画、動線計画、断面計画				
・ オフィス環境整備計画（基本方針等）				
・ ゾーニング計画（フロア・パーティカル）				
・ サイン基本計画				
・ ユニバーサルデザイン計画				
・ 外観・景観計画、色彩計画（内外装共）				
・ 防災計画、避難計画、セキュリティ計画				
・ 省エネルギー計画、環境配慮計画				
・ 雨水排水計画				
・ 基本レイアウト図面、レイアウト基準書				
・ 日影図				
b 建築（構造）				
・ 構造計画説明書				
・ 工事費概算書				
c 電気設備				

・ 電気設備計画説明書				
・ 工事費概算書				
d 機械設備				
・ 機械設備計画説明書				
・ 昇降機設備計画説明書				
・ 工事費概算書				
e 外構				
・ 外構計画説明書				
・ 工事費概算書				
f 基本設計図書				
2. その他				
・ 地質調査報告書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 敷地測量報告書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ Z E B 関連 ・ コミッシュニング計画書 ・ 機器性能確認計画書 ・ エネルギー消費量性能計算プログラム算定資料及び結果 ・ 地中熱利用設備導入調査報告書（平面図、記録写真含む） ・ 熱応答試験報告書、試験地点位置図、記録写真	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 電波障害調査報告書	A 4 判	1 部	ファイル	
3. 資料				
・ 基本設計書（概要版）	A 3 判	5 0 部	ホチキス	
・ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）	A 3 判	1 部	ファイル	A 3 二つ折
・ 鳥瞰図（PDFおよびJPG形式のデータ含む）	A 3	1 部	額の有無 （有） 額の材質 （アルミ枠）	判の大きさ（A 3） カット数（1）
・ 外観図（PDFおよびJPG形式のデータ含む）	A 3	1 部	額の有無 （有） 額の材質 （アルミ枠）	判の大きさ（A 3） カット数（1）
・ 内観図（PDFおよびJPG形式のデータ含む）	A 3	1 部	額の有無 （有） 額の材質	判の大きさ（A 3） カット数（1）

			(アルミ枠)	
・ 打ち合わせ記録簿	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 概略工事工程表	A 3 判	1 部	ファイル	A 3 二つ折
・ 庁舎等検討委員会の資料作成業務	A 3 判	1 部	ファイル	A 3 二つ折
・ 町民及び各種団体等説明会用資料の作成及び立会等業務	A 3 判	1 部	ファイル	A 3 二つ折
・ 議会用説明資料及び図面作成業務	A 3 判	1 部	ファイル	A 3 二つ折
4. 電子データ				
・ 電子納品 (CD-R 等)		一式		

(注 1) : 建築 (構造)、電気設備及び機械設備の成果図書は、建築 (建築 (総合)) 基本設計の成果図書の中にも含めることもできる。製本形態は、表紙をラミネート加工とした A 4 判糊付製本とし、表紙、背表紙文字入れとする。

(注 2) : 電子データの提出については、電子納品による。

(注 3) : 概算工事費 (工事費概算書) は概ね令和 7 年 5 月 (予定) までに提出のこと。

(注 4) : 基本設計については概ね令和 7 年 5 月 (予定) までに完成させること。

(2) 実施設計

成 果 品 等	サイズ	提出部数・形式		摘 要
		部 数	形 式	
a 建築 (総合)・建築 (構造)				
・ 建築 (総合) 設計図	A 3 判	1 部	収納ケース製本	縮小図、白焼製本
・ 建築 (構造) 設計図	A 3 判	1 部	収納ケース製本	縮小図、白焼製本
・ 共通・特記仕様書	A 3 判	1 部	収納ケース製本	縮小図、白焼製本
・ 構造計算書 (構造計算概要書含む)	A 4 判	1 部	ファイル	副本
・ 建築工事積算数量調書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 複合単価作成等資料	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 見積書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 単価策定書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 工事費算定内訳書	A 4 判	1 部	ファイル	

b 電気設備				
・ 電気設備設計図	A 3 判	各 1 部	収納ケース 製本	縮小図、白焼製本
・ 共通・特記仕様書	同上	同上	同上	
・ 電気設備設計計算書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 電気設備工事積算数量調書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 複合単価作成等資料	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 見積書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 単価策定書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 工事費算定内訳書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 照度分布図・計算書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 電圧降下計算書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 負荷容量計算書	A 4 判	1 部	ファイル	
c 機械設備				
・ 機械設備設計図	A 3 判	各 1 部	収納ケース 製本	縮小図、白焼製本
・ 昇降機設備設計図	A 3 判	1 部	収納ケース 製本	縮小図、白焼製本
・ 共通・特記仕様書	同上	同上	同上	
・ 機械設備設計計算書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 機械設備工事積算数量調書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 複合単価作成等資料	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 見積書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 単価策定書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 工事費算定内訳書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 雨水・排水流量計算書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 換気計算書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ ダクト計算書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 熱源計算書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 水理計算書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 給水事前協議申請書	A 4 判	1 部	ファイル	
d 解体工事				
・ 解体設計図	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 特記仕様書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 解体工事積算数量調書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 複合単価作成等資料	A 4 判	1 部	ファイル	

・ 見積書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 単価策定書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 工事費算定内訳書	A 4 判	1 部	ファイル	
e その他				
・ Z E B 関連（基本設計からの改訂版） ・ コミッショニング計画書 ・ 機器性能確認計画書 ・ エネルギー消費量性能計算プログラム算定資料及び結果	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 電波障害調査報告書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 鳥瞰図（PDFおよびJPG形式のデータ含む）	A 3	1 部	額の有無 （有） 額の材質 （アルミ枠）	判の大きさ（A 3） カット数（1）
・ 外観図（PDFおよびJPG形式のデータ含む）	A 3	1 部	額の有無 （有） 額の材質 （アルミ枠）	判の大きさ（A 3） カット数（1）
・ 内観図（PDFおよびJPG形式のデータ含む）	A 3	1 部	額の有無 （有） 額の材質 （アルミ枠）	判の大きさ（A 3） カット数（1）
・ 建築確認申請書	A 4 判	1 部	ファイル	副本
・ 構造計算適合性判定申請書	A 4 判	1 部	ファイル	副本
・ 省エネ法適合性判定申請書	A 4 判	1 部	ファイル	副本
・ 開発行為許可申請書	A 4 判	1 部	ファイル	副本
・ 北海道景観条例等届出書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 建築物環境配慮計画書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 概略工事工程表	A 4 判	1 部	ファイル	
・ リサイクル計画書				
・ ライフサイクルコスト概要書 ・ 比較表				
・ バリアフリー法チェックリスト	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 北海道福祉のまちづくり条例届出書	A 4 判	1 部	ファイル	

・ 建築基準法上の許可、認定に係る申請書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 建築物によるテレビ受信障害調査報告書	A 4 判	1 部	ファイル	
f 資料				
・ 実施設計書	A 3 判	5 0 部	ホチキス	
・ 実施設計書（概要版）	A 3 判	5 0 部	ホチキス	
・ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）	A 4 判	1 部	ファイル	A 3 二つ折
・ 構造計算データ	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 打ち合わせ記録簿	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 業務計画書	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 照査報告書	A 4 判	1 部	ファイル	
g 電子データ				
・ 電子納品（CD-R等）		一式	全ての 成果品	

(注1)：サイズは、業務担当員と協議の上、変更してもよい。

(注2)：成果品には、特定の製品名、製造者名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。

但し、これにより難しい場合は、予め業務担当員と協議し、承諾を得なければならない。

(注3)：本業務における成果品の著作権は湧別町に帰属するものとし、この使用については、当町が自由に行えるものとする

(注4)：業務完了後10年間は受託者において成果物の設計図書等の写しを保存する。但し、業務担当員が保存の必要無しとして指示した場合はこの限りでない。

(注5)：提出されたCADデータは、当該施設に係る工事の請負者に貸与し当該工事における施工図及び完成図の作成に利用することができる。

(注6)：白焼製本の形態はA3判二つ折し糊付け製本とする。表紙はラミネート加工とする。建築（建築（総合）・建築（構造））、電気設備、機械設備をそれぞれ製本する。

(注7)：縮小図は図面ケースに収納とする。

(3) 設計原図の仕様等

a 設計原図の材質 A 3 判 コピー/プリンター用紙

b 設計原図の大きさ A 3 縮小版

c 設計原図の収納ケース A 3 用 ボード紙

d 設計原図のデータ JWW形式及びPDF形式

※ JWW形式に変換時の文字化けには十分注意の事

外構基本設計・外構実施設計業務 特記仕様書

1 業務目的

新庁舎建設に伴う外構基本設計を行うにあたり、基本計画に基づき、立地条件及び施設利用に適した検討・設計を行う。また、都市計画法の開発行為許可申請について関係機関との事前協議、及び事前協議を行うための必要な資料の作成を行う。外構実施設計は、外構基本設計に基づき工事発注のための設計図書の作成、工事費算出を行う。また、都市計画法の開発行為許可申請に必要な申請書の作成、並びに関係機関との協議を行うこととする。

2 計画敷地の概要

- (1) 敷地の場所 湧別町中湧別南町9 1 4番地、9 1 5番地、9 2 4 - 1 ~ 3番地
中湧別小学校前道路及び中湧別西1条道路（廃道予定）
- (2) 対象敷地面積 約44,000㎡の内約36,000㎡ ※配置計画により変更の場合がある。

3 設計と条件

- (1) 適用基準等
本業務は、「北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書」（北海道建設部監修）に基づき履行すること。ただし、本仕様書を含む設計図書に記載された事項については、重複する事項は適用しない。
- (2) 土木工事積算基準等
本業務の設計図書は、北海道建設部「土木事業委託積算基準」、「土木工事積算基準（下水道編）」、「土木工事工種体系化の手引き」、「下水道工事工種体系化の手引き・数量算出要領」による。

4 業務内容

- (1) 外構基本設計
 - a 与条件の細部検討
整備対象地の地形及び環境要件、整備に係る諸条件について把握し、整備の与条件を細部に渡り検討する。
 - b 諸施設の検討及び設定
与条件に基づき、駐車場、緑地、地形造成、道路、雨水排水、門、塀、植栽等の諸条件について検討・設計し、土地利用計画図を作成する。
また、屋外遊具及び記念碑の移設、樹木の移植、既存プール解体などについて調査、検討を行うこと。
 - c 基本設計図の作成
上記の検討を踏まえ、位置図、造成計画平面図、造成計画断面図（主要箇所）、施設計画平面図、雨水排水計画図、植栽計画平面図を作成する。
 - d 概算工事費の算出

基本設計図書の作成は完了した時点において、当該基本設計図書に基づく工事に通常要する費用を積算し、工事費概算書を作成する。また、概略工事工程表を作成し、それに合わせて年度毎の概算工事費を積算する。

(2) 外構実施設計

a 実施設計図の作成

基本設計及び外構基本設計に基づき、工事の実施に必要な内容（施工位置、施設配置、施設構造、縮尺、寸法、単位、材質、色、数量等）を記載した図面を作成する。

b 仕様書作成及び工期の算定

実施設計図に基づき、工事を行うにあたり、特別に設定されている条件等について、仕様書にその内容を取りまとめる。また、工事種別の規模や内容、施工順等に考慮し工期を算定する。

c 工事費の算出

工事費内訳書の作成

実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく工事に通常要する費用を積算し、内訳書を作成する。また、概略工事工程表を作成し、それに合わせて年度毎の工事費を積算する。また、下記の図書を作成する。

(ア) 積算数量調書

(イ) 単価作成資料（複合単価（代価表・別紙説明書含む）

(ウ) 見積徴収、見積検討資料、見積比較表

d 関係機関との協議、及び開発行為許可申請書の作成

各関係機関と協議を行い、設計図書に基づき、開発行為許可申請書を作成する。作成にあたっては「都市計画法による開発許可制度の手引き」（令和4年4月改訂版・北海道建設部まちづくり局都市計画課）によること。

5 設計対象項目

(1) 外構基本設計

外 構 基 本 設 計 対 象 項 目	縮 尺	摘 要
・ 開発区域位置図	適宜	
・ 開発区域区域図	適宜	
・ 現況図	適宜	
・ 地番図（求積図）	適宜	
・ 土地利用計画図	適宜	
・ 造成計画平面図	適宜	
・ 造成計画断面図	適宜	
・ 基本設計に係る必要図面	適宜	
・ 概算工事費	適宜	
・ 概略工事工程表	適宜	
・ 設計説明書	適宜	

(2) 外構実施設計

外 構 実 施 設 計 対 象 項 目	縮 尺	摘 要
・ 開発区域位置図	適宜	
・ 開発区域区域図	適宜	
・ 現況図	適宜	
・ 地番図（求積図）	適宜	
・ 土地利用計画図	適宜	
・ 造成計画平面図	適宜	
・ 造成計画断面図	適宜	
・ 造成構造詳細図	適宜	
・ 排水施設計画平面図	適宜	
・ 排水施設構造図	適宜	
・ 流末水路構造図	適宜	
・ 排水構造詳細図	適宜	
・ 植栽計画平面図	適宜	
・ 道路定規図	適宜	
・ 道路横断図	適宜	
・ 道路縦断図	適宜	
・ 道路構造詳細図	適宜	
・ 防災工事計画平面図	適宜	
・ 防災施設構造図	適宜	
・ 給水施設計画平面図	適宜	
・ 下水道縦断図	適宜	
・ 構造計算書	適宜	
・ 安定計算書	適宜	
・ 水理計算書	適宜	
・ 予定建築物及び工作物等の立面及び平面図	適宜	
・ その他公共、公益施設平面図	適宜	
・ 運土計画平面図	適宜	
・ 土量計算図及び計算書	適宜	
・ 各作業数量計算書	適宜	
・ 特記仕様書	適宜	
・ 積算数量算出書	適宜	
・ 単価作成資料	適宜	
・ 見積書（比較検討書含む）	適宜	
・ 見積単価策定書	適宜	
・ 工事費算定内訳書	適宜	
・ 概略工事工程表	適宜	
・ 設計説明書	適宜	

外構実施設計対象項目	縮尺	摘要
・ 開発行為許可申請書	適宜	

6 成果品及び提出部数

(1) 外構基本設計

成果品等	サイズ	提出部数・形式		摘要
		部数	形式	
a 外構基本設計	A3判	1部	ファイル	
・ 開発区域位置図	同上	同上	同上	
・ 開発区域区域図	同上	同上	同上	
・ 現況図	同上	同上	同上	
・ 地番図（求積図）	同上	同上	同上	
・ 土地利用計画図	同上	同上	同上	
・ 造成計画平面図	同上	同上	同上	
・ 造成計画断面図	同上	同上	同上	
・ 基本設計に係る必要図面	同上	同上	同上	
・ 概算工事費	同上	同上	同上	
・ 基本設計説明書	同上	同上	同上	
b その他				
・ 概略工事工程表	A3判	1部	ファイル	A3 二つ折
c 資料				
・ 各種技術資料（経済比較や工 法検討資料等）	A3判	1部	ファイル	A3 二つ折
・ 打ち合わせ記録簿	A4判	同上	同上	
d 電子データ				
・ 電子納品（CD-R等）		一式		

(2) 外構実施設計

成果品等	サイズ	提出部数・形式		摘要
		部数	形式	
a 外構実施設計図書	A3判	1部	収納ケース 製本	縮小図、白焼製本
・ 開発区域位置図	同上	同上	同上	
・ 開発区域区域図	同上	同上	同上	
・ 現況図	同上	同上	同上	

成果品等	サイズ	提出部数・形式		摘要
		部数	形式	
・ 地番図（求積図）	同上	同上	同上	
・ 土地利用計画図	同上	同上	同上	
・ 造成計画平面図	同上	同上	同上	
・ 造成計画断面図	同上	同上	同上	
・ 造成構造詳細図	同上	同上	同上	
・ 排水施設計画平面図	同上	同上	同上	
・ 排水施設構造図	同上	同上	同上	
・ 流末水路構造図	同上	同上	同上	
・ 排水構造詳細図	同上	同上	同上	
・ 植栽計画平面図	同上	同上	同上	
・ 道路定規図	同上	同上	同上	
・ 道路横断面図	同上	同上	同上	
・ 道路縦断面図	同上	同上	同上	
・ 道路構造詳細図	同上	同上	同上	
・ 防災工事計画平面図	同上	同上	同上	
・ 防災施設構造図	同上	同上	同上	
・ 給水施設計画平面図	同上	同上	同上	
・ 下水道縦断面図	同上	同上	同上	
・ 構造計算書	同上	同上	同上	
・ 安定計算書	同上	同上	同上	
・ 水理計算書	同上	同上	同上	
・ 予定建築物及び工作物等の立面及び平面図	同上	同上	同上	
・ その他公共、公益施設平面図	同上	同上	同上	
・ 特記仕様書	同上	同上	同上	
b その他				
・ 積算数量算出書	A 4判	1部	ファイル	
・ 単価作成資料	同上	同上	同上	
・ 見積書（比較検討書含む）	同上	同上	同上	
・ 見積単価策定書	同上	同上	同上	
・ 工事費算定内訳書	同上	同上	同上	
・ 土量計算図及び計算書	A 4判	1部	ファイル	
・ 各作業数量計算書	同上	同上	同上	
・ 運土計画平面図	A 3判	同上	同上	A 3 二つ折
・ 概略工事工程表	同上	同上	同上	A 3 二つ折

成果品等	サイズ	提出部数・形式		摘要
		部数	形式	
・ 開発行為許可申請書	A 4判	同上	同上	
・ 実施設計説明書	A 3判	同上	同上	A 3 二つ折
c 資料				
・ 各種技術資料（経済比較や工 法検討資料等）	A 3判	1部	ファイル	A 3 二つ折
・ 打ち合わせ記録簿				
d 電子データ				
・ 電子納品（CD-R等）		一式		

(注1)：サイズは、業務担当員と協議の上、変更してもよい。

(注2)：成果品には、特定の製品名、製造者名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。

但し、これにより難い場合は、予め業務担当員と協議し、承諾を得なければならない。

(注3)：本業務における成果品の著作権は湧別町に帰属するものとし、この使用については、当町が自由に行えるものとする

(注4)：業務完了後10年間は受託者において成果物の設計図書等の写しを保存する。但し、業務担当員が保存の必要無しとして指示した場合はこの限りでない。

(注5)：提出されたCADデータは、当該施設に係る工事の請負者に貸与し当該工事における施工図及び完成図の作成に利用することができる。

(注6)：白焼製本の形態はA3判二つ折し糊付け製本とする。表紙はラミネート加工とする。

(注7)：縮小図は図面ケースに収納とする。

(3) 設計原図の仕様等

- a 設計原図の材質 A 3判 コピー/プリンター用紙
- b 設計原図の大きさ A 3縮小版
- c 設計原図の収納ケース A 3用 ボード紙
- d 設計原図のデータ JWW形式及びPDF形式

※ JWW形式に変換時の文字化けには十分注意の事

敷地測量調査業務 特記仕様書

1 業務目的

新庁舎建設にあたり、計画地の用地確定、及び基本設計、実施設計、外構基本設計、外構実施設計、都市計画法の開発行為許可申請の基礎資料となるために実施するものである。

2 計画敷地の概要

- (1) 敷地の場所 湧別町中湧別南町9 1 4 番地、9 1 5 番地、9 2 4 - 1 ~ 3 番地
中湧別小学校前道路及び中湧別西1条道路（廃道予定）
- (2) 対象敷地面積 約44,000㎡の内約36,000㎡ ※配置計画により変更の場合がある。

3 業務内容

- (1) 計画準備
 - a 業務計画書
事業の目的・趣旨を把握したうえで、特記仕様書等に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。
 - b 資料収集・事前調書作成
対象敷地及び周辺道路の関連資料の収集・整理を行い、現地において立地環境、交通規制の要否等を確認する。既存の道路諸元などを現地において確認する。
- (2) 関係機関との協議資料作成
必要関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び協議、資料の提出を行う。
- (3) 打合せ協議
打合せは、業務着手時、各作業の中で区切りの時点及び成果品納入時に行う。
 - a 業務着手時
業務計画書等を基に、調査方法、内容等打合せを行うとともに、敷地測量に必要な資料等の貸与を行う。
 - b 中間打合せ
製作資料等完了時に概要を報告する。
 - c 成果品納入時
成果物のとりまとめが完了した時点で実施する。

4 その他留意事項

- ・受託者は、本業務に関する事項及び作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。
- ・業務担当員及び関係機関と十分に協議し実施すること。
- ・本業務における成果品等の情報及び資料については、本町の同意なくして使用してはな

らない。

- ・本業務に疑義が生じた場合は、業務担当員と協議すること。
- ・用地確定測量については、区画調整が必要となった場合は別途とする。
- ・立木調査については、移植・用材等に区分し外構等の利用を検討すること。また、支障物件については、移設と処分に区分し外構等の利用を検討すること。
- ・雨水の集水流域を調査し、計画地周辺から流末までの雨水排水検討を行う。雨水排水計画図は貸与する。また、雨水流出抑制施設検討（調整池検討等）が発生する場合については別途とする。

5 設計対象項目

(1) 敷地測量調査

外 構 基 本 設 計 対 象 項 目	縮 尺	摘 要
・ 基準点測量		
・ 現地測量		
・ 路線測量		
・ 作工物・支障物調査		
・ 立木調査		
・ 測量調査図作成	適宜	

6 成果品及び提出部数

(1) 敷地測量調査

成 果 品 等	サイズ	提出部数・形式		摘 要
		部 数	形 式	
a 測量図	A 3 判	1 部	ファイル	
・ 位置図	同上	同上	同上	
・ 現況平面図	同上	同上	同上	
・ 用地平面図	同上	同上	同上	
・ 用地実測平面図	同上	同上	同上	
・ 用地高低測量図	同上	同上	同上	
・ 土地境界確定協議書	同上	同上	同上	
・ 測量成果計算簿	同上	同上	同上	
・ 地図及び資料図	同上	同上	同上	
・ 転写連続図	同上	同上	同上	
・ 路線測量図	同上	同上	同上	
・ 作工物・支障物調査図	同上	同上	同上	
・ 立木調査図	同上	同上	同上	
・ 縦横断面図	同上	同上	同上	
・ 地積測量図	同上	同上	同上	

成 果 品 等	サイズ	提出部数・形式		摘 要
		部 数	形 式	
b その他				
・ 立木写真ナンバーリング	A 4 判	1 部	ファイル	
・ 立木調査野帳	同上	同上	同上	
・ その他関連調書	同上	同上	同上	
c 資料				
・ 打ち合わせ記録簿	A 4 判	1 部	ファイル	
d 電子データ				
・ 電子納品 (CD-R等)		一式		

(注1)：サイズは、業務担当員と協議の上、変更してもよい。

(注2)：成果品には、特定の製品名、製造者名又はこれらが推定されるような記載をしてはならない。

但し、これにより難い場合は、予め業務担当員と協議し、承諾を得なければならない。

(注3)：本業務における成果品の著作権は湧別町に帰属するものとし、この使用については、当町が自由に行えるものとする

(注4)：業務完了後10年間は受託者において成果物の設計図書等の写しを保存する。但し、業務担当員が保存の必要無しとして指示した場合はこの限りでない。

(注5)：提出されたCADデータは、当該施設に係る工事の請負者に貸与し当該工事における施工図及び完成図の作成に利用することができる。

(注6)：白焼製本の形態はA3判二つ折し糊付け製本とする。表紙はラミネート加工とする。

(注7)：縮小図は図面ケースに収納とする。

(2) 設計原図の仕様等

- | | |
|--------------|-------------------|
| a 設計原図の材質 | A 3 判 コピー/プリンター用紙 |
| b 設計原図の大きさ | A 3 縮小版 |
| c 設計原図の収納ケース | A 3 用 ボード紙 |
| d 設計原図のデータ | J WW形式及びPDF形式 |

※ J WW形式に変換時の文字化けには十分注意の事

地質調査業務 特記仕様書

1 業務目的

新庁舎建設にあたり、計画地の用地確定、及び基本設計、実施設計、外構基本設計、外構実施設計、都市計画法の開発行為許可申請の基礎資料となるために実施するものである。

2 計画敷地の概要

- (1) 敷地の場所 湧別町中湧別南町9 1 4番地、9 1 5番地、9 2 4 - 1 ~ 3番地
中湧別小学校前道路及び中湧別西1条道路（廃道予定）
- (2) 対象敷地面積 約44,000㎡の内約36,000㎡ ※配置計画により変更の場合がある。

3 業務内容

- (1) 計画準備
 - a 業務計画書
事業の目的・趣旨を把握したうえで、特記仕様書等に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画書の作成及び関連資料等の関連資料等の収集を行う。
- (2) 関係機関との協議資料作成
必要関係機関との協議用資料、説明用資料の作成及び協議、資料の提出を行う。
- (3) 打合せ協議
打合せは、業務着手時、各作業の中で区切りの時点及び成果品納入時に行う。
 - a 業務着手時
業務計画書等を基に、調査方法、内容等打合せを行うとともに、地質調査に必要な資料等の貸与を行う。
 - b 中間打合せ
製作資料等完了時に概要を報告する。
 - c 成果品納入時
成果物のとりまとめが完了した時点で実施する。

4 その他留意事項

- ・受託者は、本業務に関する事項及び作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。
- ・業務担当員及び関係機関と十分に協議し実施すること。
- ・本業務における成果品等の情報及び資料については、本町の同意なくして使用してはならない。
- ・本業務に疑義が生じた場合は、業務担当員と協議すること。
- ・調査にあたっては、工程、仮設計画等について業務担当員と協議を行い、承諾を受けてか

ら行うこと。

- ・ボーリング調査等の作業にあたっては、業務担当員と綿密な打合せを行い、周辺住民等に周知（掲示板案内等）並びに不審に思われることが無いよう留意し作業にあたること。

5 設計対象項目

(1) 地質調査（ボーリング工）

地 質 調 査 対 象 項 目	縮 尺	摘 要
【調査ボーリング】	適宜	
・ 土質ボーリング 66φ 8m 4か所	適宜	
【サウンディング及び原位置試験】	適宜	
・ 標準貫入試験 32回※	適宜	
※自由地下水位確認まで無水掘りとする。確認以降は泥水掘りとして良い。	適宜	
・ 調査測定（水位測定）	適宜	
【土質試験】以下、各4試料	適宜	
・ 土粒子の密度試験	適宜	
・ 土の含水比試験	適宜	
・ 土の粒度試験	適宜	

(2) 地質調査（資料整理）

地 質 調 査 対 象 項 目	縮 尺	摘 要
【資料整理取りまとめ】	適宜	
・ 各種計測結果の評価及び考察 (異常データチェック含む)	適宜	
・ 試料の観察	適宜	
・ ボーリング柱状図の作成	適宜	
・ 地質調査資料整理様式による用紙への記入	適宜	
【断面図等の作成】	適宜	
・ 地層土性の判定、土質又は地質断面図の作成（着色）	適宜	
・ その他各種断面図の作成	適宜	
【総合解析取りまとめ】	適宜	
・ 調査地周辺の地形、地質の検討	適宜	
・ 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定	適宜	
・ 調査結果に基づく基礎形式、擁壁等構造物の検討	適宜	
・ 設計施工上の留意点の検討。特に盛土や切土を行う場合の留意点の検討	適宜	

・ 液状化危険度予測と考察	適宜	
・ 報告書の作成	適宜	

6 成果品及び提出部数

成 果 品 等	サイズ	提出部数・形式		摘 要
		部 数	形 式	
a 地質調査報告書	A 4 判	1 部	ファイル	業務範囲の調査報告書の他に、室内土質試験結果、ボーリング位置図、標準貫入試験打撃貫入曲線図、現場作業状況写真、考察等を含む
b 土質標本		一式		
c 電子データ				
・ 電子納品 (CD-R等)		一式		

(注1)：本業務における成果品の著作権は湧別町に帰属するものとし、この使用については、当町が自由に行えるものとする